

# 歯科診療報酬点数表（令和6年6月版） web追補⑦

(令和7年12月・社会保険研究所)

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」(令和7年11月28日厚生労働省告示第306号)(令和7年12月1日適用)
  - ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和7年11月28日保医発1128第2号)(令和7年12月1日適用)
- により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます。

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和7年11月28日保医発1128第2号)(令和7年12月1日適用)

※以前のweb追補で改正のあった部分は青色のアミを附しています。

頁	保険医療材料料	令和7年11月まで	令和7年12月から
222頁	M002 支台築造（1歯につき） 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯	99点 62点	110点 68点
232頁	M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの (2) 4分の3冠 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠 3 銀合金 (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠	2,016点 2,520点  414点 766点 964点 1,213点  282点 561点 692点 692点 868点  26点 46点 59点 73点	2,129点 2,660点  457点 845点 1,063点 1,338点  311点 619点 764点 764点 958点  29点 50点 65点 80点

	(2) 小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) ニ 全部金属冠	17点 34点 42点 42点 53点	18点 37点 46点 46点 59点
233頁	M010-3 接着冠(1歯につき) 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) 大臼歯 2 銀合金 (1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) 大臼歯	692点 692点 964点  42点 42点 59点	764点 764点 1,063点  46点 46点 65点
233頁	M010-4 根面被覆(1歯につき) 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 (2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯	414点 282点  26点 17点	457点 311点  29点 18点
234頁	M011 レジン前装金属冠(1歯につき) 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	1,081点 118点	1,193点 129点
239頁	M017 ポンティック(1歯につき) 1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 ロ 小臼歯 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 ロ 小臼歯 ハ 大臼歯 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 ロ 小臼歯 ハ 大臼歯	1,396点 1,051点  58点  839点 1,051点 1,396点  74点 74点 74点	1,541点 1,160点  63点  926点 1,160点 1,541点  80点 80点 80点
241頁	M018 有床義歯 1・2 (略) 3 3次元プリント有床義歯	(新設)	

	(1) 3次元プリント有床義歷冠部用材料（1歯につき） (2) 3次元プリント有床義歷床用材料（1頸につき）		<u>6点</u> <u>203点</u>
243頁	M020 鋳造鉤（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯（切歯） 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯（切歯）	2,347点 1,909点 1,909点 1,466点 1,129点 1,116点 873点 766点 666点 618点	2,493点 2,028点 2,028点 1,557点 1,199点 1,232点 963点 846点 735点 682点
244頁	M021 線鉤（1個につき） 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 (2) 二腕鉤（レストつき）	1,107点 855点	1,175点 908点
244頁	M021-2 コンビネーション鉤（1個につき） 1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上），線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 (2) 犬歯・小白歯 (3) 大臼歯	309点 333点 383点	341点 368点 423点
244頁	M021-3 磁性アタッチメント（1個につき） 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1歯につき）) (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 (2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯	766点 561点 46点 34点	845点 619点 50点 37点
245頁	M023 バー（1個につき） 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） (2) (略)	1,789点	1,975点

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」(令和7年11月28日厚生労働省告示第306号)(令和7年12月1日適用)

341頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品名	単位	令和7年11月まで	令和7年12月から
002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用（JIS適合品）	1 g	12,587円	13,287円
003 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用（JIS適合品）	1 g	11,278円	11,978円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	11,373円	12,073円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（JIS適合品）	1 g	11,362円	12,062円
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12%以上 JIS適合品）	1 g	3,445円	3,802円
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 JIS適合品）	1 g	5,095円	5,435円
011 歯科鋳造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品）	1 g	187円	207円
012 歯科鋳造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品）	1 g	212円	232円
013 歯科用銀ろう（JIS適合品）	1 g	250円	261円
070 3次元プリント有床義歯冠部用材料	1歯	(新設)	59円
071 3次元プリント有床義歯床用材料	1顆	(新設)	2,026円

- 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和7年11月28日保医発1128第2号)による改正(令和7年12月1日適用)

241頁

#### ■M018 有床義歯の右欄「◇ 有床義歯について」に(14)～(19)を追加

- (14) 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計、製造ユニット及び歯科技工用重合装置（以下「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」という。）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された歯冠部用材料及び義歯床用材料からなる有床義歯（以下、「3次元プリント有床義歯」という。）は、「2」総義歯の点数を準用して算定する。
- (15) 3次元プリント有床義歯は、再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。
- (16) 3次元プリント有床義歯の製作に当たり、必要に応じて行った印象採得、咬合採得、装着及び仮床試適については、各区分により算定する。
- (17) 3次元プリント有床義歯を製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「3次元プリント有床義歯」と記載すること。なお、記載に当たっては、「3DFD」と記載しても差し支えない。
- (18) 3次元プリント有床義歯は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。
  - イ 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
  - ロ 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること、又は保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が確保されていること。なお、使用した当該装置名及び歯科技工所名（保険医療機関内で製作する場合は除

く。) を診療録に記載すること。

- (19) 3次元プリント有床義歯を製作した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

## 248頁

### ■M029 有床義歯修理の右欄「◇ 有床義歯修理について」に(9)・(10)を追加

- (9) M018有床義歯により製作した3次元プリント有床義歯を修理する場合は、本区分により算定する。なお、保険医療材料料（修理を行った歯数分の3次元プリント有床義歯歯冠部用材料は除く。）は、所定点数に含まれる。
- (10) 3次元プリント有床義歯において、3次元プリント有床義歯歯冠部用材料を使用して修理を行った場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

## 249頁

### ■M030 有床義歯内面適合法の右欄「◇ 有床義歯内面適合法について」に(11)を追加

- (11) M018有床義歯により製作した3次元プリント有床義歯に、硬質材料を用いて床裏装を行った場合は、「1の口」総義歯により算定する。